平成２９年（フ）第２２５８号
大阪市東住吉区公園南矢田４丁目２番19号
破産者　株式会社山田組
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８３８号
大阪府茨木市彩都あさぎ７丁目７番20号
破産者　株式会社Ｒｆグリーン
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３２８号
大阪府豊中市岡町南１丁目２番22―101号
破産者　有限会社パレスコート
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４号
北海道夕張郡長沼町東３線北５番地
破産者　有限会社大統領グループ
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第５５号
北海道岩見沢市大和３条７丁目26番地
破産者　宝フーズ株式会社
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第１１号
青森市東造道３丁目11番28号
破産者　杉山木材株式会社
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１０２号
栃木県足利市福富町1234番地20
破産者　株式会社Ｓ’ｕａｖｅ
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第１２１６号
東京都小平市上水新町１丁目13番48号
破産者　橋本由美子
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１２５０号
東京都小金井市関野町２丁目２番16号エムパリオ106
破産者　鈴木　　論
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１２５１号
東京都小金井市関野町２丁目２番16号エムパリオ106
破産者　鈴木ミチイ
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４６４号
東京都小平市学園東町375番地
破産者　辰口　仁美
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１３８号
三重県亀山市安坂山町407番地１
破産者　中森　　隆
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２２３号
三重県津市南中央26番25号　桐生マンション200
破産者　すいけい習字教室こと　一瀬　千夏
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２２４号
三重県鈴鹿市道伯町1929番地の１　フォルトゥーナ105
破産者　一瀬　真也
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第５８６号
兵庫県西宮市上ケ原八番町10番22号
破産者　有限会社八重垣建設
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１０４号
広島市安佐北区安佐町大字久地1238番地136
破産者　株式会社幻霜ファーム
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８７号
広島県福山市御幸町大字下岩成556番地
破産者　山陽容器有限会社
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第４８３号
福岡県筑紫野市山口1583、住民票上の住所福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵944番地
破産者　下村　　操
1　決定年月日　平成30年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９３７号
福岡市南区弥永５丁目７番12号
破産者　山口　聡美
1　決定年月日　平成30年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２２４号
福岡県福津市津屋崎８丁目７番37号　フレッシュコーポＫ・Ｋ福津Ⅰ　102、前住所福岡県福津市桜川３番３号
破産者　高吉　勝宏
1　決定年月日　平成30年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８６２号
福岡県宗像市日の里３丁目１番地１　６棟306号
破産者　中川　千秋（旧姓高木・元満）
1　決定年月日　平成30年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部